

介護分野の文書に係る負担軽減 に関する専門委員会（第11回）	ヒアリング 資料5
令和4年8月24日	

介護分野の文書量に係る負担軽減に 関する専門委員会団体ヒアリング

令和4年8月24日
一般社団法人高齢者住宅協会
副会長 木村 祐介

高齢者住宅協会について

サービス付き高齢者向け
住宅事業者協会

介護・運営系

旧：高齢者住宅
推進機構

ハウスメーカー系

新団体

一般社団法人 高齢者住宅協会
(高住協：略称)

《2019年4月よりスタート》

- ▶ 健全経営（品質向上取り組み）▶ 社会への発信力
- ▶ 介護×サービス×ハード⇒ ノウハウの共有

サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

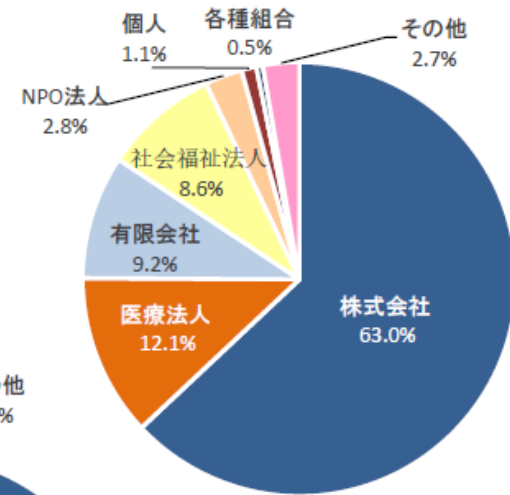
- ・法人等種別では、株式会社（63.0%）、医療法人（12.1%）、有限会社（9.2%）、社会福祉法人（8.6%）となっている。
- ・主な業種としては、介護系事業者が約7割を占め、次いで医療系事業者（13.0%）、不動産業者（7.7%）となっている。

■法人等種別

(n=7,961)

	実数	割合
株式会社	5,016	63.0%
医療法人	966	12.1%
有限会社	736	9.2%
社会福祉法人	682	8.6%
NPO法人	221	2.8%
個人	86	1.1%
各種組合	43	0.5%
その他	211	2.7%

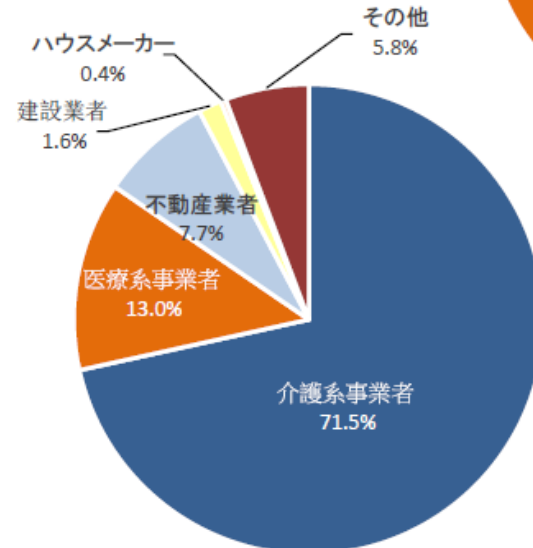
R3.8月末時点



■主な業種

(n=7,875)

	実数	割合
介護系事業者	5,633	71.5%
医療系事業者	1,025	13.0%
不動産業者	609	7.7%
建設業者	126	1.6%
ハウスメーカー	28	0.4%
その他	454	5.8%



1、書類は最小限に、ルールと様式の統一化

今回、規制改革実施計画にもあるように、厚生労働省が地方公共団体において、確実に実行なされるよう、丁寧な説明・支援を要望。

特にサ高住は、**介護保険法（併設事業所を設置の場合）、老人福祉法、高齢者住まい法**としてのそれぞれの書類があり行政へ文書として提出する書類が多く負担。（特に人手不足の中での対応は深刻。）

また、上記のような書類は重複する内容が多い。例えば、契約時は高齢者住まい法の登録事項の説明と有料老人ホームとしての重要事項説明書を利用者・家族に丁寧に説明しても理解されにくい場合もある。

指定申請・報酬請求・指導監査関連文書の統一・電子化されることにより、事業者の負担軽減がなされることが期待される。サ高住は、省庁横断の検討と関連する箇所は同様に簡素化していくべきではないか。

2、ルールを徹底するしくみづくり

厚生労働省が地方公共団体の独自ルールの整理・公表が地方公共団体の柔軟な対応・簡素化に繋がるよう支援を要望。

事業者から、国、地方公共団体への要望を提出できるような専用窓口の確実な運用を期待。窓口は要望を把握するとともに、必要な改善がなされていない場合等は、真に改善がされるような助言と更なる改善がなされるような機能が検討できないか。
(総合事業についても同様)

3、電子申請の対応を早急に

電子申請届出システムが開始される中で、地方公共団体への
伴走支援の他介護保険事業者（事業所）への柔軟な支援を要望。

同一法人で複数の介護保険事業者（事業所）を運営している場
合、データを共有する仕組みを推進する等柔軟な支援を要望。
横断的に、介護保険だけでなく老人福祉法、高齢者すまい法で
も同様に推進を要望。

4、事故報告についても同様の対応

事故報告は自治体により、事故報告のルール（報告基準や報
告方法）や様式も異なるため、事務負担等がある。
今後、事故報告についても電子申請で対応することなど検討
を要望。

品質向上の取り組み

- ▶ **行動規範策定と遵守宣言**
- ▶ **過剰サービス根絶、介護保険適正利用への寄与**
- ▶ **健全経営・品質向上を支援**

サ高住（事業者）に向けた「行動規範」は、当協会の「倫理綱領」の実現に向け、サ高住入居者の尊厳保持、自己決定の権利を守り「外付けサービス」のあり方を理解し入居者のよりよい生活を実現していくものです。